

平 26 . 4 . 24  
法 D 4 - 12

税制調査会会長 中里 実 様  
法人課税 DG 座長 大田 弘子 様

税制調査会 委員  
増田 寛也

## 地方法人課税のあり方に関する意見

第4回法人課税DGを所用により欠席いたしますので、書面での意見を下記の通り述べさせていただきます。

- (1) 我が国の国・地方の財政は、2020年のプライマリーバランスの黒字化を国際公約とする一方で、税収不足から赤字国債・地方債への依存が続く危機的な状況である。このことを踏まえて、社会保障財源の安定化と財政健全化のために国民に広く消費税増税をお願いしている状況の下にあることを念頭に置いて議論することが何よりも重要である。
- (2) 国際競争力の強化の観点から法人税改革を議論することもまた重要であるが、上記のことを踏まえれば、法人実効税率の引下げの検討に当たっては、まずは課税ベースの拡大など法人課税の枠内における代替財源の確保を検討すべきである。また、代替財源については、将来的な税収増への期待感で議論すべきではなく、確実に代替財源として確保できる措置を講じるべきである。
- (3) 地方税は、地域の共通経費を受益に応じて負担するという負担分任性・応益性を原則とする税である。したがって、地方法人課税については、法人事業税の外形標準課税を拡充し、法人の事業活動の規模に応じて税負担を求める税制に改革していくことが重要であると考えます。法人事業税の外形標準課税の拡充は、都道府県の基幹税である法人事業税の税収をより安定化させるとともに、法人実効税率を引き下げることになる。このことは、かねてからの全国知事会の要望でもあることに留意する必要がある。
- (4) また、法人事業税の外形標準課税の拡充に当たっては、今回の法人税改革の趣旨が国際競争力の強化にあることを踏まえれば、まずは、既に外形標準課税が導入されている資本金1億円超の法人に対する外形標準課税の割合の拡充についての検討を先行さ

せるのも一つの考え方である。

- (5) また、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築も地方税における重要な課題である。そのため、他の税目と比べて税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税を地方税の基幹税として中長期的に充実させていくべきであるが、当面は、地方法人課税と消費税の税源交換を行うこと等についても検討すべきである。

以上